# ヤングケアラー支援の取組について

ヤングケアラーは、法令上の定義はありませんが、一般的に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているこどもとされています。またヤングケアラーの担うケアは、家庭内で行われていることが多いため、第三者が把握しづらい上にこども自身や家族に自覚がない、こども自らが SOS の声を上げにくいなどの理由により、実態が表面化しにくい特徴があります。

こうした現状を踏まえ、本市においては関係各課・機関等の連携を図りながら、ヤングケアラーの支援に向けた検討及び取組を進めているところです。

# 1 これまでの取組について

(1) ヤングケアラーの支援に向けた検討会

令和3年度、教育・こども・福祉関係各課及び相談支援機関によって構成された検討会\*を設置し、ヤングケアラー支援の方向性について下記のとおり取りまとめました。

### ※〈検討会の構成〉

福祉局	地域共生社会室、生活支援室 生活福祉課·障害福祉課	
	高齢者総合支援室 高年福祉担当·介護保険担当	
感染症対策局	あかし保健所 相談支援課	
こども局	子育て支援室 児童福祉課・こども健康課	
	明石こどもセンター 緊急支援課・こども支援課	
教育委員会事務局	学校教育課、児童生徒支援課	
相談支援機関等	あかしこども財団、地域総合支援センター、	
	基幹相談支援センター	

- ① 早期発見・把握・相談受けとめ等に関する取組 理解促進・気づきのポイントの啓発研修の実施、こども本人がヤングケアラーについ て知る機会の創出など
- ② ヤングケアラー及びヤングケアラーのいる家庭への支援 ヤングケアラーが抱える負担の軽減や周囲の環境への支援の実施、ヤングケアラー自 身の精神的ケアなど
- ③ ヤングケアラー支援の体制整備 関係各課・機関等の連携強化、ヤングケアラーとその家庭への一体的支援の実施など
- (2) 「こども総合支援条例」の改定

本市におけるヤングケアラー支援に係る取組を継続的に推進するため、「こども総合支援条例」の中に、ヤングケアラー支援の趣旨を内容とする規定を新設しました。

(家事、家族の世話、介護等を行うこどもへの支援)

第18条 市は、家事、家族の世話、介護等を対価なく行うこどもが過度な負担を 強いられることのないよう、これらのこどもが健やかに成長するための環境を整 備するために必要な施策を講ずるものとする。

## (3) ヤングケアラー相談ダイヤルの設置

ヤングケアラーに関する相談に対応するため、明石こどもセンターにヤングケアラー相談ダイヤルを設置しました。また、今年度5月 15 日号広報あかしに、ヤングケアラー理解促進に関する記事とこの相談ダイヤルをあわせて掲載し、市民に対する周知を図りました。

#### (4) ヤングケアラー啓発研修

市職員や関係機関職員、地域のボランティア、民生児童委員等を対象に、ヤングケアラーについて理解を深めるとともに、周囲の大人がいち早く気づくための研修を下記のとおり実施しました。

R4.1.21	明石市人権セミナー	ヤングケアラー〜私の体験〜「周りの人と一緒に」
R4.1.26	こども食堂研修会	「ヤングケアラー気づきのポイント」
R4.5.2 4	明石市民生児童委員協議会総会	「沈黙のヤングケアラー」~その笑顔の内側に~
R4.6.9	生活福祉課ケースワーカー研修 その他各部署で研修を実施	ヤングケアラーの理解促進及び気づきのポイント

※その他、随時各部署で実施しているヤングケアラー関連研修に参加

また、関係各課・機関等において自主的な研修で利用できるパワーポイント資料・シナリオ等を作成しています。

# (5) ヤングケアラー支援チーム

教育・こども・福祉分野の関係各課及び相談支援機関の実務担当者が互いに連携し、 個別事例について重層的な支援を実施していくことなどを目的とした支援チーム\*を昨 年10月に立ち上げました。

### ※〈支援チームの構成〉

福祉局	生活支援室 生活福祉課・障害福祉課	
	高齡者総合支援室 高年福祉担当、地域共生社会室(事務局)	
感染症対策局	あかし保健所 相談支援課	
こども局	子育て支援室 こども健康課、明石こどもセンター こども支援課	
教育委員会事務局	児童生徒支援課	
相談支援機関等	地域総合支援センター、基幹相談支援センター	

支援チーム会議は、概ね月1回のペースで実施しており、ヤングケアラー及びヤングケアラーの可能性があるケースについて情報の共有を図るとともに、それぞれの部署等で把握している情報を集約した上で家族関係や生活状況等を整理し、必要な支援に繋げるための方向性の検討や役割分担を行い、支援を実施しています。(これまでの検討事例11例)

### 2 今後の取組について

ヤングケアラーを早期に発見し必要な支援に繋げるため、ヤングケアラー支援に向けた検討会で取りまとめた支援の方向性に基づき、下記の取組を実施していく予定です。

#### (1) 啓発活動及び教育現場や市職員の対応力向上

ヤングケアラーに対する理解の促進及び周囲の大人の気づきを促す研修を継続的に

実施するほか、チラシや市ホームページ等も活用しながら、啓発を進めます。また、教育現場や福祉局・こども局職員等の対応力向上のための研修を随時実施します。

### (2) こどもに対する支援

こども自身がヤングケアラーについて知る機会を設けるなど、自ら気づき、相談できるようにするとともに、教職員やスクールソーシャルワーカー等が声掛けを行うなど、こどもに寄り添った支援を実施します。また、地域住民からの通報や介護・障害福祉の現場等からヤングケアラーの情報があった場合においても、学校教育機関を含めた関係各課及び相談支援機関が連携しこどもの支援に取り組みます。

### (3) 新たな支援策の検討

今後、チーム支援を重ねる中で、既存の施策等では対応できない事例を集積、分析することにより新たな施策の立ち上げについて検討します。